

フランスにおける失業の深刻化と 失業反対闘争の高揚

小森 良夫

フランスでは、1997年の総選挙の結果ジョスパン「左翼」政権が成立して以後、失業・雇用問題をめぐって情勢の新しい展開がみられる。1つは、新政権与党の社会党と共産党が総選挙で公約に掲げた、若年者70万人雇用や賃下げなしの週35時間労働制立法化など新たな雇用創出をめざす国会内外でのたたかひの前進であり、もう1つは、97年12月初めからフランス全土に燎原の火のように広がった失業者の生活保障要求闘争の高揚である。本稿では、いまフランスで最大の社会的・政治的問題の1つとなってい

る深刻な失業の実態と、「左翼」政権の成立という新たな政治状況のもとでの労働者、国民の失業反対・雇用のためのたたかひの発展について検討する。

1. 深刻化する失業の実態

(1) リストラ戦略下の構造的失業

80年代に入ってからフランスにおける失業の動向を表1で見ると、失業率の上昇傾向と失業者数の絶対的増大がきわだっている。失業率は85年から10%の大台を超えるようになり、経済成長率が4%を超えたとき(88、89年)にも、1%前後の失業率の低下は見られたものの、もはや80年代初頭のような7~8%台に回復することはなかった。失業者数も、82年に200万人の大台を超えた後、86年には250万人を超えて累増を続けた。そして、90年代に入って先進資本主義諸国が例外なしに深刻な不況に見舞われ、フランスも93年にマイナス成長を記録したとき、失業者数は300万人の大台を超え、失業率は11.6%に跳ね上がった。しかもその後、94年には景気が回復したにもかかわらず失業率は低下せず、95年以降景気が減速する中で失業率は上昇傾向を続け、96年11、12月には12.7%と過去最悪を記録した。

このように、景気が好転してもそれだけでは失業の減少につながらないという、いわゆる「構造的失業」が深刻化している。これは、フランス独占資本が、EU統合の進行と経済グローバル化の下で、「国際競争力の強化」をキーワードに資本の強蓄積条件の再構築(リストラクチュ

表1 実質GDP成長率と失業率、失業者数の推移

	実質GDP成長率(%)	失業率(%)	失業者数(万人)
1981年	1.2	7.8	177
82	2.5	8.0	201
83	0.7	8.3	204
84	1.3	9.7	231
85	1.9	10.2	240
86	2.5	10.4	252
87	2.3	10.5	262
88	4.5	10.0	256
89	4.3	9.3	253
90	2.5	8.9	250
91	0.8	9.4	271
92	1.2	10.4	291
93	△1.3	11.6	317
94	2.8	12.3	333
95	2.2	11.6	1~3月 330
			7~9月 293(注)
			10~12月 299
96	1.5	12.1	310

資料出所：実質GDP成長率—IMF, International Financial Statistics Yearbook.

失業率、失業者数—フランス国立統計経済研究所(INSEE) 諸資料

(注) 95年6月に失業者の計算方式が変更され、従来は求職者を含めていた月間労働時間78時間以上のパート労働者であってフルタイム雇用の就労希望者は、求職者を含めないとされた。これにより統計上の失業者数は30万人以上減少した。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

表2 年齢別失業理由の割合 (96年3月現在)

	15～24歳	25～49歳	50歳以上	合 計
一時的雇用の終了	41.5%	42.4%	24.0%	39.9%
解雇	6.1%	31.1%	62.1%	30.1%
自発的退職	2.7%	6.9%	4.8%	5.8%
就学等の終了	30.2%	3.5%	0.1%	8.3%
兵役の終了	7.7%	0.9%	0.0%	2.1%
その他	11.9%	15.2%	9.0%	13.8%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料出所：INSEE, Enquête sur l'Emploi de 1996.

アリング)を戦略的課題として追求し、その主柱として、ダウンサイジングなど首切り・人減らし「合理化」、生産拠点の国外移転による産業空洞化、労働市場「弾力化」政策による不安定雇用の拡大など、全産業にわたる大規模な雇用破壊の攻撃を展開してきた結果にほかならない。

失業の理由別の割合を表2で見ると、期限付き雇用の契約切れによる失業が39.9%とトップを占めている。その中で特に青年層の割合が高い。2番目に高い割合の失業理由は解雇であり、30.1%を占めている。この2つを合わせると70%にのぼり、リストラ「合理化」のすさまじさを示している。青年層の失業理由のうち「就学等の終了」が30.2%にのぼっており、働いたことのないまま産業予備軍に組み込まれてしまう学生の就職難の深刻さがうかがわれる。

(2) 青年と女性の高失業

失業の深刻化の中で、特に青年と女性の高失業が目立っている。

表3に見られるように、青年層の失業率は全体の失業率のほぼ2倍の高率で推移しており、青年の4人に1人が失業者とされている。これらの若者は、いわば人生の始まりから未来を奪われているのである。

表3 年齢別・性別失業率の推移 (%)

	計		15～24歳		25～49歳		50歳以上	
	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女
1993年	11.1	9.4 13.3	24.6	21.5 28.4	10.1	8.4 12.3	7.3	6.7 8.1
94	12.4	10.8 14.3	27.7	24.2 31.7	11.5	9.8 13.5	7.8	7.5 8.1
95	11.6	9.8 13.9	25.9	21.0 32.2	10.7	8.9 12.9	7.7	7.3 8.2
96	12.1	10.4 14.2	26.4	22.1 31.9	11.4	9.6 13.6	8.0	7.8 8.4

資料出所：INSEE, INSEE PREMIERE.

女性の失業率は一貫して男性の失業率を上回っており、特に15歳から24歳の若い女性の失業率は、全体の失業率の3倍に近い高水準である。

表4 就業者数に占めるパートタイム労働者の割合 (%)

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
全体	12.5	13.7	14.7	15.5	15.8
女性	24.5	26.3	27.8	28.9	29.5

資料出所：INSEE, INSEE PREMIERE.

注) 数字は各年3月のもの。

女性の雇用不安定化を示すものとしてパートタイム労働者の比重の増大も注目される。表4に見られるように、全就業者中に占めるパートタイム労働者の割合は、労働市場「弾力化」政策の推進により目立って増大し、92年から96年までの間に全体で3.3ポイント増加したが、女性の場合は5.0ポイントも増加し、96年には29.5%、女性労働者の約3割がパートタイマーとして働いている。

(3) 長期失業者の増大

失業者全体の中で失業期間1年以上の長期失業者が占める割合は、表5に示されるように、30%台の高水準を続け、しかも全体として増大

表5 失業率と失業者に占める長期失業者の割合

	失業率	長期失業者の割合
1992年	10.1%	33 %
1993年	11.1%	31.4%
1994年	12.4%	35.7%
1995年	11.6%	39.5%
1996年	12.1%	36.9%

資料出所：INSEE, INSEE PREMIERE.

注) 数値は毎年3月の雇用調査による。

表6 年齢別長期失業者の失業期間内訳 (1996年8月現在)

	15～24歳	25～49歳	50歳以上
1年以上2年未満	76%	54%	41%
2年以上3年未満	17%	23%	24%
3年以上	6%	23%	35%
計	100%	100%	100%

資料出所：フランス国家雇用庁 (ANPE) 資料より作成。

傾向にある。また、国家雇用庁 (ANPE) の96年8月のデータ (表6) によると、失業期間1年以上の長期失業者のうち、3年以上失業している者の割合は、15～24歳の求職者の場合は6%であるのにたいして、50歳以上の求職者では35%にのぼり、年齢が高くなるほど失業期間の長い失業者の割合が高くなっている。

2. 総選挙での選択

97年5・6月のフランス総選挙での最大の争点は失業問題であった。選挙中の世論調査でも、有権者の最大の関心事として「失業」が81%とトップを占めていた。95年5月の大統領選挙で、シラクは「失業克服」を公約の第1に掲げて当選したのであるが、大統領に就任して半年もたたないうちにこの公約を投げ捨て、ジュペ首相とともに欧州通貨統合の基準達成のための財政赤字削減 (GDPの3%以内) を口実とした緊縮政策＝ジュペ計画を推進し、失業と福祉切り捨てを国民に強いてきた。ジュペ首相が在任した95年5月から97年3月までの間に、フランスの失業者数は291万5000人から328万2000人へと36万7000人増加した。あの95年11、12月のジュペ計画反対の大ストライキをはじめとした怒りとたたかひの2年を経て、フランスの労働者、国民は失業と福祉切り捨ての政治に「ノン」の審判を下したのである。

「左翼」政権の誕生は、反失業闘争に新しい局面を開いた。総選挙の中で社会党と共産党は、雇用創出のための賃下げなしの週35時間労働制の立法化、青年を対象にした70万人 (公的部門35万人、民間部門35万人) の雇用創出などを共同声明の中で公約していた。フランスの労働組合、失業者団体など大衆諸団体は、総選挙で「左翼」の勝利が決まったその日から、新政府にこれらの公約の実現を迫る要求運動を開始していった。

それというのも、かつて1981年にミッテラン社会党大統領が当選したとき、「左翼」政権への

甘い期待のために大衆団体が要求運動を手控え、その結果、社会党政権の変質とともに大きな被害を蒙むという苦い経験を持っていたからである。今回は、労働組合の側には、「左翼」政府が誕生しても決してたたかひの手をゆるめてはならないという意志と決意がみなぎっていた。CGTのヴィアネ書記長は、第2回投票日翌日の6月2日の声明の中で、「労働界が自分たちの利益にそった事態の進展に影響を与え、95年11・12月 (の闘争) の延長としてここ数ヵ月来の闘争の中で発展させてきた切実な諸要求の実現のために、社会的運動の側からの欠かすことのできない責任ある介入を促進する」ためにCGTは全力をあげることを表明した。そして組閣作業に入ったばかりのジョスパン新首相にたいして、民営化や解雇計画の中止、社会保障資金調達体制の再建、最低賃金 (SMIC) の引き上げ、そして賃下げなしの週35時間労働への時間短縮による雇用創出などが、今や「舞台の前面に押し出されている」としてその実現を迫った。同じ日、95年の大ストライキの先頭に立った国鉄労組も、新政権が「社会的公正と完全雇用」に向けて努力を開始するよう要求した。6月10日には、欧州労連の呼びかけた「欧州雇用行進」がパリで展開され、周辺諸国からの参加者2000人を含め8万人が雇用を求めて行進した。

労働組合の側からの要求と行動が集中する中で6月19日、ジョスパン新首相は国民議会で初の施政方針演説をおこない、失業・雇用対策について、前政権時代に労働者の大きな反撃をひきおこした公務員削減計画の中止を言明するとともに、中心公約であった70万人の青年雇用創出政策の早期実施と週35時間労働制の法案を近く提出すると発表した。これら2つの中心的な雇用創出政策の策定経過を次に見ておこう。

3. 青年雇用法の制定

青年失業対策のために公的部門で35万人の雇用創出を目的とした法案 (オブリ法) が、97年

特集・雇用・失業問題とその打開への道

8月20日に閣議承認の後、国民議会に提出され、10月13日に賛成170、反対10、棄権2という圧倒的多数で可決された。これは「左翼」が多数を占める新議会を象徴する最初の立法となった。オブリ法は直ちに実施に移されたが、その主な内容は次のとおりである。

法案の目的＝公的部門、準公的部門、および関連部門で、スポーツ、文化、教育、環境などの分野において35万人の雇用を創出する。雇用契約は5年間で、更新されない。

対象者＝18歳から26歳までの者、および失業補償を受けていない26歳から30歳までの者。

資金＝雇用された青年の報酬については、最低賃金（SMIC）の80%の水準まで国が援助し、残りの20%を使用者が支払う。使用者はこれよりも高い報酬を支払うことができるし、共同融資を受けることもできる。雇用契約1件当たりの国の負担は年間9万2000フラン（1フラン＝約22日）である。

4. 週35時間労働制立法化のたたかい

ジョスパン首相は97年10月10日、選挙中の公約にそって労働組合、財界、政府代表で構成される「雇用・賃金・労働時間短縮問題全国会議」を首相府で開催し、その結果をふまえて、新たな雇用創出をめざした賃下げなしの週35時間労働制（現行の法定労働時間は39時間）法案を年内に提出すると発表した。その要点は次のとおり。

①2000年1月1日から法定労働時間を週35時間にすることを年内に基本法案を提出する。

②当面の対象は従業員10人を超す企業で、これ以下の企業は2002年実施を目標にする。

③賃金の引き下げは正当化されない。

④法制化までの2年間は現場の労資交渉で時間短縮を推進し、一定以上の時短と雇用増を実現した企業には98年にも国家が援助を開始する。

⑤99年にそれまでの交渉を検証する機会を設け、これを受けて適用の具体方式について第2の法案を提出する。

この政府決定が発表されるや、財界は猛烈な抵抗と反撃を開始した。フランス経営者全国評議会（CNPF）ではガンドワ会長が「陰謀の犠牲になった」と叫んで抗議の辞任を表明、「戦争状態に突入」したとして現場での「交渉拒否」を含め、あらゆる抵抗を試みると宣言した。

一方、政府与党と労働組合の側でも、週35時間労働制の立法化では基本的に一致していても、労働総同盟（CGT）、「労働者の力」（FO）、民主労連（CFDT）内反主流派、共産党などは賃下げも労働強化も伴わない時短を主張しているのに対し、社会党やCFDT主流派などには時短に伴う一定の賃金抑制や労働時間の「弾力化」を容認する態度もあるなど、週35時間制立法化のたたかいは新たな前進の中で複雑な様相を帯びていた。

こうした状況の中で、CGTは97年11月5・6日に全国委員会を開催し、週35時間労働制立法化への新局面を開いた雇用・賃金・労働時間短縮問題全国会議以後の情勢とCGTのたたかい方について討議した。ここでCGTは週35時間労働制の法律に盛り込むべき要求事項を提起した。その主要点は次のとおりである。

—賃下げを伴わないことを明記する。

—法定最低賃金を引き上げ、その時間当たり賃率を単一化する。

—法律の適用対象企業の従業員規模の下限をできるだけ低くする（下限を10人規模から20人規模に上げると160万人が法の適用から除外される）。

—管理職を含め企業の全従業員に適用する。

—生活・労働条件の改善、雇用の創出という目的との関連を明記する。

—超過労働時間の制限・規制と超勤手当の増額。規制の枠を超えて超過勤務をさせた場合は罰則を課する。

—年間労働時間制を廃止する（93年制定の雇用5ヵ年法で労資合意による年間労働時間制の促進を定めた—筆者注）。

—企業にたいする無差別の援助を容認せず、財政状態や従業員数を考慮しておこなう。

CGT全国委員会は、こうした立法要求の内容が、同時に企業・産業段階の労資交渉で経営者側に実現を迫るべき要求でもあることを強調した。前述のように政府方針では、法定週35時間労働制を2000年から実施するまでの2年間は、労資交渉によって週35時間への時短を促進するというものであり、すでに労働組合側は経営者側の「交渉拒否」作戦と対決して、時短のための労資交渉の即時開始を要求するたたかいに立ち上がりつつあった。CGT全国委員会の提起した立法要求政策は、こうした労資交渉における要求基準を示したものであった。

このCGT全国委員会では、フランスの全労働者が自分たちの要求について声を上げてゆくことをめざした「全国全産業総対話運動」の展開が決定された。全労働者との対話をつうじて職場・地域から要求運動を総結集し、企業・産業段階の労資交渉を主導的に前進させるとともに、全国レベルでも財界・保守勢力を包囲しながら「左翼」政権に労働者の要求実現のための政策を実行させてゆくという、国会や政府段階での闘争とも結合した新しい型の大衆的運動が展開されていったのである。

ジョスパン政権は97年12月10日、週35時間労働制法案を閣議決定し、法案は1月下旬からの国民議会（下院）の審議にかけられた。

同法案は、法定労働時間について、従業員20人以上の企業では2000年1月1日から、20人未満の企業では2002年1月1日から、それぞれ週35時間とすることを基本枠として定めている。そしてこれに向けて各企業、各産業部門において労資交渉による週35時間の実現を求めている。政府はその進展状況をふまえ、99年末に第2の法案によって適用方式の細部を決定する。2000年以前に週35時間以下への時短を実現して一定以上の雇用を拡大した企業には社会保障の負担料軽減の形で国からの助成をおこなうことも定

めている。

財界や保守野党は政府法案に強く反対し、国会審議の中でも年間労働時間制などさまざまな労働時間「弾力化」の導入を要求するなどして法案の骨抜きを試みた。一方、CGTや共産党などは、企業規模によって法定週35時間の実施時期に段差を設けている問題、時短の実施を労資交渉に委ねているために財界側の意図する「弾力化」の導入に道を開く危険性があること、また賃金凍結や最低賃金制の改悪につながる恐れがあるなどの問題点を指摘し、法案の改善を要求してきたが、国民議会は最終的には政府提出法案を与党勢力全体の一致した賛成で可決した。同法は上院での審議の後、5月19日に国民議会で最終採択され成立した。フランスの労働者は同法を実効あるものとするための新たなたたかいに立ち上がっている。

5. 失業者の大運動—生きる権利求めて

97年12月の初めから、失業者の生活保障を求める要求運動が、各地の失業保険事務所の占拠など強力な大衆行動を伴いながらフランス全土にまたたく間に広がった。そしてそれは年を越えても鎮静化することなく、現役労働者をはじめ国民諸階層の支持と連帯のもとに、ジョスパン「左翼」政権にたいし、人間らしく生きる権利と働く権利をすべての失業者に保障するための抜本的な制度的改善を求める攻勢的な要求運動として持続的に発展してきた。この大運動は、後述する「雇用のためのツール・ド・フランス」にもみられるように目下進行中の運動でもあるので、ここでは本稿執筆時点までの経過を整理しておきたい。

(1) フランスの失業者生活保障制度の現状

まずフランスにおける失業者の生活保障のための諸制度、諸給付の実状をみておくと、制度的には2つに大別される。1つは失業保険制度による給付で、この制度は労使の中央労働協約(1954年)によって設置され、全国経営者評議会

特集・雇用・失業問題とその打開への道

(CNPF)と主要全国労組の代表が運営の責任を負っている。その下で保険料の徴収、給付の支払いなどの事務を地域別の商工業雇用協会(ASSEDIC)がおこない、ASSEDICの全国的連合組織である全国商工業雇用協会連合会(UNEDIC)が全体の調整をおこなっている。失業保険財政は労使が負担する保険料と国の補助でまかなわれている。失業者にたいする保険給付は、勤続年数や年齢に応じて決められる支給期間(たとえば40歳まで勤続した労働者の場合は上限30ヵ月)、賃金の約60%相当額の手当が支払われる。ただし92年と93年の制度改定で、支給金額の通減制が導入され、現行では手当支給が始まって9ヵ月後から、支給額が4ヵ月ごとに17%減額される。もう1つの制度は、失業保険の手当受給期間が終了してもなお失業している場合に、最低限の生活を保障するために設けられた諸給付で、社会的最低保障(minima sociaux)と総称される。この中には、25歳以上を対象とする社会復帰最低所得(RMI)、5年以上就労した者を対象とする特別連帯手当(ASS)、成人障害者手当(AAH)などがある。

しかしこれらの諸給付の実態は、いずれも失業者に人間らしい最低生活を保障するにはほど遠い水準である。失業者の37%は所得月額3000フラン未満、25%は3000~4000フラン、16%が4000~5000フランとなっており、全失業者の8割が5000フラン未満の給付しか受けていない。ちなみに法定最低賃金(SMIC)は月額税込み6663.67フランである。また、単身者で月額2429フラン、夫婦で3644フランの社会復帰最低所得(RMI)の受給者が100万人以上にのぼっている。13万5000人の身体障害者が求職者として登録されているが、かれらの平均失業期間は健常者の失業期間の2倍であり、企業での雇用率は義務づけられている6%よりもずっと低いままである。成人障害者手当(AAH)は、法定最低賃金に比べてたえず購買力を失いつづけている。1983年にはSMICの64.4%であったが、現在では51.56

%にすぎない。300万人を超える失業者とその家族が、最低限の生存の権利も保障されず、貧苦のどん底で人間としての尊厳も奪われてきたのである。

(2) たたかいは「総対話運動」の中で準備された

97年11月、CGT全国委員会が前述のように全労働者の要求総結集のための「全国全産業総対話運動」を呼びかけたとき、CGTの全国失業者擁護闘争委員会はこのメッセージを全面的に受けとめ、広範な失業者の間での要求運動結集のために、11月24日から12月5日までの「15日間行動」を設定し、その中で特に12月4日を「雇用と生きるための手段を」要求する集中行動日とすることを決めた。この15日間行動でCGT全国失業者委員会が提起した要求課題は、失業保険給付の改善、そのためのUNEDIC規約の改正、社会的最低保障諸給付の引き上げ、雇用拡大、週35時間労働制の実現などであった。

フランス失業者の嵐のような要求行動が全国的に開始されたのは、12月4日、つまりCGT全国失業者委員会が呼びかけた「15日間行動」の集中行動日からであった。このように、今回の失業者の大闘争は、「左翼」政権の成立という新しい条件のもとでCGTが全労働者の要求と行動の総結集のために展開した、「総対話運動」の一環として準備されていったのである。したがってそれは、決して自然発生的な運動ではなく、その出発点からよく準備され、全国的に調整されたたたかいであったということができよう。

(3) クリスマス手当要求の背景

12月4日に始まったフランス失業者の要求運動が当初前面に掲げた要求は、すべての失業者に「クリスマス手当」3000フランを支給せよという要求であった。この要求は別に新しいものではなかった。「クリスマス手当」と名付ける特別手当の要求は、ここ数年来毎年たたかわれてきたもので、一定の成果もかちとってきており、すでに正当な既得権となっていたのである。

しかし、今回のクリスマス手当要求闘争には、

次のような新しい重大な背景があった。すなわち、97年7月2日のUNEDIC運営理事会において、CGTを除く労組代表と経営者側代表が、失業保険財政の赤字を口実にして社会基金運用額の削減を多数決で決めたことによって、これまで「緊急措置」として支給されていた「クリスマス手当」が、自動的に取り上げられてしまったのである。

このためにCGTは、11月24日から、マルチヌ・オブリ雇用・連帯相とニコル・ノタUNEDIC議長(CFDT書記長)にたいして、失業者のクリスマス手当要求を全国的な問題として取り上げ、各県知事の責任で、ASSEDIC、県当局など関係諸機関と関係者の円卓会議を開き、この要求にこたえられるように、県レベルの基金運用について検討するよう要求した。

こうした中で12月4日から、クリスマス手当支給を求める失業者の大衆的要求行動が、各地のASSEDIC事務所や地方行政当局に向けて展開されていった。その主要な行動形態として全国に広がったのがいわゆる「占拠」行動であるが、それは決して“過激”な一揆的な妄動ではなく、失業者への手当支給に責任と権限を持つ各地のASSEDICなどの諸機関にたいする直接の要請行動であり、そのための連続的な「座り込み」行動をおこなったものである。CGTではこれらの座り込み参加者を「グレヴィスト(ストライキ参加者)」とも呼んだが、フランス労働者のストライキ闘争では工場やオフィスでの座り込みストがごく普通の闘争形態の一つとなっている。工場やオフィスから閉め出され、働く職場を持たない失業者にとって、要求交渉の直接の相手方であるASSEDICの事務所などに座り込むことは、ある意味で唯一可能で効果的な団体行動権の行使であり、正当な運動形態だったのである。失業者の要求運動の周辺で、自動車焼き打ち事件などの妄動も見られたが、これにたいしてCGT失業者委員会は、「われわれは冒険主義者が無原則的に持ち込む挑発的行動に

組みするものではない。そうした行動は失業者の運動とは何の共通点もない」と厳しく批判し警告している。

(4) 運動の持続的高揚と相次ぐ成果

12月4日以来、失業者の要求運動はとどまることなく拡大しつづけ、運動が始まって1週間後には、参加者がマルセイユで1万人余、トゥールーズで1000人、ボルドーで数百人など、真に大衆的な規模の運動となっていくた。各地のCGT失業者委員会と「AC!(失業に反対して共に行動を!)」などの失業者団体は、クリスマス手当を全失業者に支給するために県知事の責任で関係諸機関・諸団体の円卓会議を開けという要求を全国に広げていった。

12月18日、雇用・連帯相の官房長とCGT代表との会談が初めて持たれた。政府がCGTを失業者の労働組合代表として受け入れたのは初めてのことであった。この会談では官房長は具体的回答をしなかったが、翌19日、政府は、特別連帯手当を97年7月以降2%引き上げ、98年7月1日以降さらに1%引き上げることを決定した。この手当は94年7月以来改定されていなかったものである。この引き上げ決定は、まったく不十分なものとはいえ、運動の最初の成果であり、失業者の要求の正当性を裏付けるものであった。

12月24日、クリスマス・イブの日に、CGTの呼びかけで、失業者と現役労働者、退職年金者との全国連帯行動デーが組織された。同じ24日、オブリ雇用・連帯相は各県知事に通達を送り、窮乏状態にある人びとの必要に応える資金を手当てするために、社会扶助を担当する労使運営機関および県当局と話し合うよう求めた。また、社会保険料を40年以上支払っている55歳以上の失業者にたいし、特別連帯手当を1500フラン引き上げる(これにより5000フラン程度の所得が保障される)措置などを決定した。政府通達にもとづいて、各県知事の招集による会議が持たれ、困窮失業者にたいする最初の援助が実施されていった。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

しかし、中心要求であるクリスマス手当の全失業者への支給は拒否されたまま、クリスマスが過ぎた。12月29日、CGT執行局とCGT全国失業者委員会の代表団はUNEDIC議長と会談し、たたかう全国の失業者を代表して次のような諸要求を提出した。

—すべての失業者に年末特別手当3000フランの支給。

—UNEDICへの社会的基金の還元。

—すべての失業者がまともな給付を受けられるような失業補償制度の改革。

—ASSEDIC 事務所内での失業者の労働組合権行使を認めること。

そしてCGT代表団は、失業者のこれら諸要求を議題に取り上げてUNEDICの臨時運営理事会を開催するよう求めた。

年明けの1月3日、オブリ雇用・連帯相が記者会見の中で、UNEDICに5億フランの国家補助を拠出する考えを明らかにした。これは長期失業者約20万人を対象とする援助措置に充当するものとされた。しかしたたかう失業者側はこれを不満として、UNEDICの臨時運営理事会開催日の1月7日に全国行動デーを組織した。CGT失業者委員会と失業者諸団体の呼びかけにこたえて、首都パリやマルセイユでそれぞれ5000人の失業者のデモがおこなわれたほか、数十の地方都市でもデモや占拠行動が展開された。同日夕、失業者の要求行動に包まれた中で運営理事会を終了したUNEDICは、1200万フランの緊急援助支出をおこなうと発表した。しかし失業者側は、この金額を失業者数300万で頭割りすると1人4フランにしかならないと厳しく批判し、UNEDICの決定はかえって怒りとたたかいの火に油を注ぐ結果となった。

1月9日、ジョスパン首相は記者会見で、国家が10億フランを拠出して「緊急社会基金」を創設し、地方レベルの各種機関からもこの基金に財政支出をしてゆくとの方針を明らかにした。運動の圧力で、1週間のうちに政府の拠出額が

5億フランから10億フランへと2倍に増えたのである。同首相はまた、失業者団体を政府や地方当局の交渉相手として初めて公式に認知した。また、各県レベルで一時的に設けられた緊急援助体制を恒常的体制として定着させることも発表した。

しかし、ジョスパン首相が失業者の生活保障のためのすべての諸給付の一律1500フラン引き上げという要求を拒否したため、CGTと失業者団体は1月13日、全国行動デーを組織し、パリでの4500人のデモ、マルセイユでの6000人デモをはじめ全国いっせいに示威行動が展開された。翌1月14日、国民議会が、特別連帯手当を増額し社会保険料の支払いが40年未満の者にも月額5000フランに達する支給を予定する法律を可決した。

(5) 失業者と現役労働者の合流

1月17日には、CGT失業者委員会、AC! など失業者団体の共同の呼びかけにこたえて、現役労働者をはじめ学生、女性、教員、知識人、高校生など広範な市民が初めて失業者との連帯のデモをおこなった。この日の行動は、特に失業者と現役労働者との合流による新しい強力なたたかいの画期となった。かかげられた要求も、社会的最低保障諸給付の即時大幅引き上げ、失業補償制度の改善など失業者の生活保障要求とともに、雇用創出策の即時実施、労働時間短縮、解雇中止など、失業に反対し雇用を求める全般的な諸要求で、運動の新たな発展を示すものであった。この日、首都パリでの2万人デモをはじめ全国で数多くの集会・デモが展開され、12月初めの闘争開始以来最大規模の示威行動となった。

ジョスパン首相は、この日のデモの直前に、欧州通貨統合後の99年に諸給付を増額することを示唆したが、失業者諸団体は1月18日に共同コミュニケを発表し、同首相にたいして、1月21日に次の諸要求への積極的な回答をおこなうよう求めた。

—社会的最低保障諸給付、特に特別連帯手当 (ASS) と社会復帰最低所得 (RMI) の即時大幅引き上げ

—25歳未満の者にたいするRMI受給の権利の保障

1月21日夜、ジョスパン首相は、失業者のための諸給付を物価スライド方式に改善すること、94年以降増額されなかった特別連帯手当を94年にさかのぼって引き上げをおこなうこと、長期失業者の中で特に困窮している者に特別の措置をとることなどを約束したが、生活保障諸給付の一律1500フラン引き上げの要求は今回も拒否した。失業者団体は直ちに「失望」を表明して闘争の続行を呼びかけた。

1月27日、国民議会が週35時間労働制法案の審議を開始した日に、CGTが呼びかけた全国全産業統一行動デーがたたかわれた。この全国統一行動は、雇用と生きる権利のために失業者と現役労働者の要求と行動を合流させるために呼びかけられたものであった。この日、パリで1万人、マルセイユで1万5000人、ナント5000人、サンナゼール5000人、ボルドー4000人、リヨンで2500人など、各県レベルでのデモンストレーションとともに、軍需産業での1万人の労働者の統一行動、国鉄労働者の全国各地でのストライキと集会等産業別の行動が展開された。公的部門でも民間部門でも労働者は随所で作業を停止し、賃金と社会的諸給付の改善、首切り・人減らしの中止、賃下げなしの週35時間への労働時間短縮と雇用創出などを経営者側に要求した。

2月12・13日の両日、CGT全国失業者委員会主催で失業者全国協議会が開かれた。会議では、失業者運動の持続的でユニークな発展とこれまでの成果、失業者の組織化の前進 (75の県で86の新しい失業者委員会が結成され、2663人がCGTに加盟) などについて確認したうえで、運動のひきつづく発展のために、3月7日を期して、失業者諸団体の共同の呼びかけによる全国行動デーを組織し、全国5カ所 (パリ、マル

セイユ、トゥールーズ、ナンシー、レンヌ) で地域間デモンストレーションを展開することを決めた。

3月7日の当日、パリでは1万5000人、マルセイユでも1万5000人、トゥールーズ1万人、レンヌ5000人、ナンシーで1200人が「働く権利と生きる権利」のためのデモに結集した。パリのデモには、ベルギーの失業者200人をはじめドイツ、オランダ、ルクセンブルグ、イタリアなどからの失業者代表も初めて駆けつけた。またデモには、現役労働者とともにホームレス支援団体、人種差別反対団体、女性団体など多様な市民運動のメンバーも合流した。

(6) たたかいは続く

3月9日、CGT全国失業者委員会は、3月7日の全国行動の成功を確認するとともに、運動の新たな発展のために、働く権利と生きる権利をめざす「雇用のためのトゥール・ド・フランス (フランス一周)」の実施を提唱した。この行動計画は、前述した2月の失業者全国協議会で呼びかけた「雇用のための失業者全国行進」構想を発展させたもので、メーデーの5月1日を期して全国の市町村から出発し、6月6日にパリに到着して集結デモをおこなうことになっている。(ちなみに、トゥール・ド・フランスとは毎年7月おこなわれるフランス一周の自転車競走の名称だが、より古くは職人の全国修業旅行をこう呼んでいた)。3月11・12日開かれたCGT全国委員会でも、この壮大な行動が、フランス全土の地域と職場から失業者と現役労働者の要求と運動の大合流を創り出していくことにより、たたかいの新しい展望を開くものとして位置づけている。

1998年5月1日、メーデーの示威行動の中から、「雇用のためのトゥール・ド・フランス」が開始された。雇用と生きる権利を求めるフランス労働者階級のたたかいは続いている。

(会員・国際労働運動研究者)